



# 茨城県報

第 1 2 0 4 号

平成12年10月19日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課) .....	1
町の区域の設定 (3件) (地方課) .....	2
字の区域の変更 (2件) (地方課) .....	7
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) .....	8
指定居宅サービス事業者の事業の廃止 (高齢福祉課) .....	8
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	8
平成12年度地籍調査事業計画 (農村環境課) .....	10
県道路線の認定 (道路維持課) .....	10
土地区画整理事業の事業計画 (2件) (都市整備課) .....	10
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会第10回定例会の招集.....	11

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	12
環境影響評価方法書の縦覧について (環境政策課) .....	12
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) .....	13
漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課) .....	13
都市計画案の縦覧 (都市計画課) .....	14
都市計画の図書の縦覧 (3件) (都市計画課) .....	15
開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	16

## 告 示

茨城県告示第1140号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 2 種 類 映画
- 3 題 名 十五才 学校
- 4 製 作 松竹株式会社  
日本テレビ放送網株式会社  
住友商事株式会社  
株式会社角川書店  
株式会社博報堂
- 5 配 給 会 社 松竹株式会社
- 6 推 奨 年 月 日 平成12年10月19日
- 7 推 奨 理 由 この映画は、不登校の中学生の屋久島への旅をとおり、現在中学生が抱えている悩みや問題を描き出し、同時に親や学校の教師達が抱える問題にも触れ、なぜ学校に行かなくなってしまったのか、なぜ学校にいかなければならないのか、そして学ぶことの喜びを考えさせられる作品で、心の成長期にある青少年に有益な映画である。

茨城県告示第1141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により牛久市長から土地区画整理事業に伴い、同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

田宮二丁目に設定する区域

- 田宮町字上宿 1の4, 2の1, 2の2, 2の4から2の8まで, 3の1の一部, 3の1の一部, 3の3の一部, 3の4, 3の5, 3の6の一部, 3の7
- 同 字上出口 58の22から58の24まで, 61, 62の1, 74
- 同 字虫送り場 58の25から58の27まで
- 同 字新田 77の3, 77の4, 78, 79, 81から84まで, 85の1, 85の4から85の6まで, 86, 87の1, 87の8から87の10まで, 89, 90, 92, 103の3の一部, 103の15の一部, 103の20の一部
- 柏田町字河原代原 3613の2の一部, 3613の3, 3613の13, 3613の15から3613の18まで, 3613の32, 3613の50, 3613の52, 3613の54, 3613の55, 3613の127, 3613の128, 3613の140から3613の142まで, 3613の148, 3613の155, 3613の347, 3613の360, 3613の361, 3613の541, 3613の558, 3613の702, 3613の703, 3613の705, 3613の709, 3613の710, 3613の712, 3613の740, 3613の743, 3613の744, 3613の748から3613の750まで, 3613の759から3613の781まで, 3613の794, 3613の795, 3613の798から3613の800まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

田宮三丁目に設定する区域

- 田宮町字上宿 3の1の一部, 3の3の一部, 3の5の一部, 4の1, 4の3, 5の1, 5の4, 6の1, 6の2, 7の1から7の3まで, 7の6, 9の1
- 同 字中宿 11の1, 11の2, 12の1, 12の3, 13の1, 14の1, 14の3, 15の1
- 同 字新田 103の3の一部, 103の4, 103の8から103の14まで, 103の15の一部, 103の16から103の19

まで、103の20の一部、103の21から103の32まで  
田宮町字東浦 104、105の1から105の4まで、107、110、114、115の7、115の8、116、118、118の1、  
118の5から118の21まで、118の24から118の45まで、118の47から118の50まで、122の4か  
ら122の6まで、122の9、127の17、127の77、1179

同 字下出口 128の4から128の6まで、136の1、136の2

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

上記地番は、平成12年7月1日現在の登記簿による。

備考 「田宮二丁目」及び「田宮三丁目」の「田宮」は「たぐう」と読むものとする。

茨城県告示第1142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により牛久市長から同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、平成12年12月4日から生ずるものである。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

田宮二丁目を設定する区域

田宮町字上宿 1の1、1の3、1の7から1の14まで

同 字虫送り場 45の1、45の4、46の1、47の2、48の1、48の7、51の1から51の3まで、51の13から51  
の22まで、52の1、52の2、52の5から52の10まで、52の13から52の16まで、54の1、54の  
3、55の1、55の3から55の9まで、56の1、56の4から56の16まで、57の1、57の10、57  
の12、57の15、57の20、58の17から58の19まで

同 字上出口 57の3から57の8まで、57の11、57の13、57の14、57の16から57の19まで、57の21から57の  
25まで、58の1、58の3から58の16まで、58の20、58の28、58の31から58の40まで、60の1  
から60の3まで、62の2、64の1から64の3まで、65の1から65の5まで、66の1、66の2、  
66の5から66の10まで、67の1、68の1、68の3、69の1、69の3、69の4、71から73まで、  
75

同 字新田 76の1から76の8まで、77の1、77の2、85の2、85の3、85の7、87の2、102の1、102  
の3、103の33から103の35まで

柏田町字上野 3264の1、3264の3、3265の1から3265の13まで、3265の16、3265の17、3265の19、3265の  
21、3265の28から3265の30まで、3265の32、3265の34、3265の35、3265の37、3265の40から  
3265の56まで、3265の58から3265の95まで、3266の1、3266の4から3266の69まで、3267の  
1、3267の3から3267の5まで、3267の7、3267の9、3267の15、3267の19から3267の21ま  
で、3267の25から3267の27まで、3269の1、3269の6、3271の2、3271の3、3271の6、  
3273の3

同 字河原代原 3613の1、3613の2の一部、3613の8から3613の12まで、3613の14、3613の27から3613の29  
まで、3613の33、3613の49、3613の94、3613の95、3613の107、3613の110、3613の117、3613  
の118、3613の121、3613の122、3613の124、3613の129、3613の138、3613の139、3613の143、  
3613の149、3613の151から3613の154まで、3613の156、3613の158から3613の228まで、3613  
の230から3613の242まで、3613の245から3613の305まで、3613の307から3613の337まで、  
3613の339、3613の340、3613の342から3613の344まで、3613の353から3613の355まで、3613

の358, 3613の359, 3613の366から3613の476まで, 3613の479から3613の518まで, 3613の521から3613の533まで, 3613の536, 3613の540, 3613の542から3613の546まで, 3613の548から3613の557まで, 3613の559から3613の561まで, 3613の564, 3613の565, 3613の571から3613の589まで, 3613の591から3613の593まで, 3613の599, 3613の601から3613の605まで, 3613の608, 3613の613から3613の619まで, 3613の621から3613の624まで, 3613の626, 3613の627, 3613の632から3613の634まで, 3613の639から3613の669まで, 3613の676, 3613の677, 3613の679, 3613の682, 3613の683, 3613の688から3613の690まで, 3613の692から3613の701まで, 3613の704, 3613の706から3613の708まで, 3613の713から3613の718まで, 3613の723, 3613の726, 3613の728, 3613の731から3613の738まで, 3613の741, 3613の745から3613の747まで, 3613の751から3613の758まで, 3613の782から3613の790まで, 3613の796, 3613の797, 3613の801から3613の866まで, 3614の1, 3614の5

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

田宮三丁目に設定する区域

田宮町字下宿	16の1, 16の3, 17の1, 17の3, 18の1, 18の3, 20の1
同 字新田	103の1, 103の6, 103の7
同 字東浦	109の1, 110の2, 110の4から110の6まで, 115の1, 115の3, 117の1, 117の3, 118の2, 118の4, 119の1から119の3まで, 120の1から120の4まで, 121の1, 121の3, 122の1から122の3まで, 122の7, 123の1, 123の4から123の6まで, 124の2, 126の1, 126の3, 127の10, 127の113
同 字下出口	128の1から128の3まで, 129, 131の1

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

上記地番は, 平成12年7月1日現在の登記簿による。

備考 「田宮二丁目」及び「田宮三丁目」の「田宮」は「たぐう」と読むものとする。

茨城県告示第1143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により阿見町長から同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町の区域の設定の効力は, 平成12年11月20日から生ずるものである。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

岡崎一丁目に設定する区域

大字曙	144の41, 144の43, 309の2, 311の2, 311の3, 313の2, 314の2, 314の3, 315の1から315の6まで, 316の1から316の3まで
大字阿見字大塚前	2087の1, 2088の1, 2088の3から2088の6まで, 2088の9, 2089の1, 2089の3, 2089の4, 2089の7, 2089の10, 2089の13, 2089の14, 2090の2, 2090の4, 2091の1, 2091の2, 2092の1, 2092の2, 2093の1, 2093の4から2093の7まで, 2093の9, 2094の1, 2094の2, 2095の1から2095の3まで, 2095の5から2095の7まで, 2096, 2097の1, 2097の2, 2098の1から2098の13まで, 2101の1, 2101の2, 2102, 2103の1, 2103の2, 2103の乙, 2104から2106まで, 2106の1, 2106の2, 2107の1, 2107の2, 2108の1, 2186の1から2186の7まで, 2192の2, 2194の1, 2194の2, 2195の1から2195の9まで, 2196の1,

	2197の1から2197の3まで, 2198の3, 2198の5, 2199
大字阿見字向地	2109, 2110の1から2110の8まで, 2110の10, 2110の11, 2111の1から2111の7まで, 2112の1から2112の4まで, 2113の2, 2113の3, 2114の1, 2114の2, 2115の1, 2115の2, 2115の4, 2115の5, 2116の1, 2116の2, 2116の4, 2117の1から2117の3まで, 2117の5, 2117の10, 2117の11, 2118の1, 2118の2, 2119, 2120の1から2120の3まで, 2121の1から2121の13まで, 2123の1から2123の3まで, 2124
同 字阿弥陀前	2185の4から2185の7まで
同 字大塚	2201の1, 2201の2, 2202の1から2202の5まで, 2203の1, 2203の3から2203の5まで, 2204の1, 2204の2, 2204の4から2204の15まで, 2205, 2206, 2207の1, 2207の2, 2208, 2209の1から2209の3まで, 2210の1から2210の3まで, 2210の6, 2210の7, 2211の1から2211の6まで, 2212, 2213の1から2213の3まで, 2214の1から2214の3まで, 2215の4, 2215の5, 2215の8, 2216の2, 2216の4, 2216の5, 2217の1, 2217の3, 2217の5, 2217の6, 2220の1, 2220の6, 2220の7, 2221の3, 2221の4, 2221の6, 2223の1
及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	
岡崎二丁目に設定する区域	
大字曙	137の2, 138の2, 138の3, 139の2から139の4まで, 140の3, 140の4, 141の1, 141の2, 142の1, 142の2, 143の1, 143の2, 144の38から144の40まで, 215の1から215の3まで, 216の1, 216の2, 216の5, 216の7から216の9まで, 217の1, 218から220まで, 221の1, 221の2, 222の1から222の3まで
大字阿見字岡崎	3272の1, 3272の3, 3272の4, 3272の8から3272の10まで, 3274の1, 3274の2, 3275の1から3275の4まで, 3275の6から3275の8まで, 3275の10, 3275の12, 3275の13, 3275の15から3275の21まで, 3275の24, 3277の3から3277の5まで, 3277の9, 3289の1から3289の8まで, 3289の12, 3289の13, 3290の1, 3290の2, 3341の1から3341の14まで, 3342の1から3342の3まで, 3343の1から3343の8まで, 3343の10から3343の16まで, 3343の18から3343の25まで, 3343の31から3343の38まで, 3344の1から3344の15まで, 3345の1から3345の10まで, 3346の3から3346の7まで, 3347, 3348の1, 3349, 3350の1, 3351の1, 3351の2, 3352の1, 3352の2, 3353の1, 3353の2, 3354の1, 3354の2, 3355の1から3355の6まで, 3356の1, 3356の2, 3356の4, 3356の6から3356の14まで, 3358の1, 3358の2, 3359の1から3359の3まで, 3361の1, 3361の2, 3362の1から3362の3まで, 3363の1から3363の4まで, 3364の1から3364の7まで, 3365の1から3365の10まで, 3370, 3371の1, 3371の2, 3373の1, 3373の2, 3375, 3375の2, 3378の1, 3378の3, 3378の4, 3378の6, 3379の1から3379の4まで, 3380の1から3380の4まで, 3381の2, 3382の2, 3455の1から3455の4まで
同 字屋場さき	3293の1, 3293の2, 3294の1, 3299の1から3299の4まで, 3300の1, 3300の2, 3301の1, 3301の2, 3303の1から3303の3まで
同 字屋狭	3296, 3298の1, 3298の2
同 字阿弥陀	3305の1から3305の4まで, 3309の1から3309の4まで, 3315の1から3315の3まで, 3319の1から3319の3まで, 3321の1から3321の4まで, 3323の1から3323の4まで
同 字道狭	3329, 3331の1から3331の3まで, 3336の1, 3336の2, 3339の1から3339の3まで
同 字一本松	3441の1, 3441の2, 3441の4から3441の7まで, 3443の1, 3443の2, 3444の1から3444

	の3まで, 3445, 3454の1, 3454の2, 3456の1から3456の16まで, 3458の1から3458の9まで
大字阿見字岡崎前	3457の1から3457の5まで, 3459の1, 3459の2, 3460の1, 3460の2, 3462の1, 3462の2, 3463の1から3463の24まで, 3464の1から3464の21まで, 3483の1から3483の9まで, 3484の1から3484の3まで, 3509の1から3509の6まで, 3510の1から3510の5まで, 3511の1, 3511の2, 3512の2, 3513の1から3513の27まで, 3514の1から3514の11まで, 3524の1から3524の4まで, 3525, 3526, 3527の1, 3527の2, 3528
同 字正仏田	3530の1から3530の19まで, 3531の1, 3531の2, 3532の1, 3532の3, 3533の1から3533の6まで, 3533の8から3533の11まで, 3536の2, 3537の2, 3538の1から3538の3まで
同 字海老田	3575の1, 3575の3から3575の89まで, 3583, 3584の1から3584の5まで, 3585の1から3585の7まで, 3586の1, 3586の2, 3587の1から3587の4まで, 3699の304から3699の307まで, 3699の389から3699の392まで, 3759の40, 3759の43, 3759の44, 5709の1から5709の4まで, 5710の1から5710の4まで, 5711の1から5711の4まで, 5712の1, 5712の2, 5713の1, 5713の3から5713の28まで, 5714の1から5714の6まで, 5715の2, 5716の2, 5718の3, 5719の2, 5719の4, 5721の2, 5724, 5725, 5728の2, 5729の2, 5730の3, 5730の4, 5735の2, 5736の2, 5741の2, 5742の2, 5742の3, 5742の6, 5746の2, 5748の2, 5750の1
同 字京田	5703の1から5703の5まで
大字大室字大竹谷津	74の1, 74の4, 74の5
及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部	
岡崎三丁目に設定する区域	
大字阿見字榎下	3152の1, 3152の3, 3153の1, 3153の3, 3155から3157まで, 3158の1から3158の3まで, 3159の1, 3159の2
同 字東前	3162の1から3162の4まで, 3164, 3165の1から3165の5まで, 3166の1, 3166の3, 3166の4, 3171
同 字十王堂	3211の1, 3211の3, 3212の1から3212の3まで, 3213, 3214の1, 3214の2, 3215の1, 3215の2, 3216の1, 3216の2, 3217の1, 3217の2, 3218の1から3218の6まで, 3220から3222まで, 3223の1, 3223の2, 3224の1, 3224の2, 3225の1, 3225の2, 3226の1から3226の5まで, 3227, 3228, 3246の7から3246の11まで, 3246の14から3246の18まで, 3251の2, 3252の1から3252の7まで
同 字岡崎	3253の1から3253の3まで, 3256, 3256の4, 3256の5, 3256の7, 3256の8, 3257の1から3257の3まで, 3258の1から3258の6まで, 3259の1, 3259の2, 3260の1から3260の5まで, 3260の7, 3260の9から3260の23まで, 3261の1から3261の15まで, 3262の1, 3272の6, 3272の7, 3273の2
同 字道狭	3338の2
同 字海老田	3611の2, 3613の2, 3614の2, 3615の2, 3616の2, 3617の2
同 字東口田	3803の2, 3807の2
同 字京田	3810の2, 3811の2, 3812の2, 3813の2, 3814の2, 3836の1から3836の6まで, 5657の1から5657の4まで, 5658, 5659, 5660の1, 5660の2, 5661, 5662の1から5662の4まで, 5663の1, 5663の2, 5664から5668まで, 5669の1, 5669の2, 5670の1, 5670の2, 5671

の 1, 5671の 2, 5672の 1, 5672の 2, 5673, 5674の 1, 5674の 2, 5675, 5676, 5677の 1, 5677の 2, 5678の 1, 5678の 2, 5679の 1, 5679の 2, 5683の 1 から5683の 4 まで, 5684, 5685の 1 から5685の 3 まで, 5693の 1 から5693の 3 まで, 5694の 1 から5694の 6 まで, 5702の 1 から5702の14まで, 5704の 2, 5705の 1 から5705の 8 まで, 5706, 5707の 1, 5707の 2, 5708の 1, 5708の 2

大字阿見字前野 3838の 1, 3838の 2, 3839の 1, 3839の 2, 3840の 1 から3840の 3 まで, 3841の 2, 3842の 4, 3843の 3, 3843の 4, 3843の 6 から3843の 9 まで, 3843の12

同 字下田 3967の 2

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

上記地番は, 平成12年 7 月 1 日現在の登記簿による。

茨城県告示第1144号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により龍ヶ崎市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

佐沼町字壱区に変更する区域

大徳町字前佐沼 6488

大徳町字浮沼 6510の 1, 6511, 6546, 6547

大徳町字中道 6513の 1, 6540の 1

佐沼町字沖谷津 11100, 11106, 11108, 11110の 1 から11110の 3 まで, 11119の 1 から11119の 4 まで, 11120の 1, 11120の 2, 11206

佐沼町字前谷津 11474, 11475, 11477, 11483から11487まで, 11500, 11515, 11517, 11520

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

上記地番は, 平成12年 6 月 8 日現在の登記簿による。

茨城県告示第1145号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により常陸太田市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

下大門町字保土内に変更する区域

下大門町字西ノ内 1267の一部, 1269の一部, 1270の一部, 1271から1274まで, 1289, 1290, 1291の一部, 1292の一部, 1303の一部, 1304の一部, 1315の一部, 1316の一部, 1317, 1318の一部, 1329の一部, 1330の一部, 1331の 1 の一部, 1331の 2 の一部, 1333, 1334の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部, 並びに1265の 3, 1276に隣接する道路, 水路であ

る国有地の全部

下大門町字西ノ内に変更する区域

下大門町字堀ノ内 1181の2の一部, 1191の一部, 1191の1の一部, 1191の2の一部, 1193の一部

同 字矢ノ目 1229

同 字保土内 1339の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の一部

下大門町字堀ノ内に変更する区域

下大門町字柳町内 1114

下大門町字柳丁内 1141の一部, 1142の2

同 字西ノ内 1235の一部, 1238の一部, 1239の一部

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

下大門町字柳丁内に変更する区域

下大門町字堀ノ内 1189の一部

茨城県告示第1146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人社団 桜水会	医療法人社団 桜水会 柏田診療所	牛久市上柏田2丁目39-1	通所リハビリ テーション	平成12年 9月29日

茨城県告示第1147号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75号の規定に基づき、事業の廃止の届け出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃 止 年月日
株式会社 関東医学研究所	中根ヘルパーステーションそよ風	つくば市横町字宮の前368-7	訪問介護	平成12年 9月30日

茨城県告示第1148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に

供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 安全商事株式会社

代表取締役社長 中村 清賢

水戸市笠原町136番地 1

(2) 有限会社豊商店

代表取締役社長 稲葉 豊

下妻市大字下妻戊181番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合日曜大工センターアンゼン下妻店

下妻市大字下妻字柳の下戊116番 1 外

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間120日は午後 9 時)

(変更後) 安全商事株式会社 午後 9 時

株式会社ブックエース 午前 0 時

(3) 変更する年月日

平成12年 9 月30日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
安全商事株式会社	水戸市笠原町136番地 1	中 村 清 賢
株式会社ブックエース	水戸市見和 1 丁目317番地 2 号	中 村 清 賢

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,323m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 278台

(イ) 駐輪場の収容台数 37台

(ウ) 荷さばき施設の面積 62m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 49m<sup>3</sup>

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 ~ 午前 0 時 (一部午後 9 時)

(ウ) 駐車場の出入口の数 2 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時～午後11時

### 3 届出年月日

平成12年9月28日

#### 茨城県告示第1149号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成12年度地籍調査事業計画を次のように定めた。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行う者の名称	調査地域（計画区名）	調査期間
つくば市	大字真瀬の一部（真瀬中）	平成12年10月19日～ 平成13年3月30日

#### 茨城県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成12年10月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
504	牛堀土浦自転車道線	行方郡牛堀町 土浦市	行方郡麻生町 行方郡玉造町 新治郡霞ヶ浦町	

#### 茨城県告示第1151号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は平成12年11月16日までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦 覧 期 間 平成12年10月20日から平成12年11月2日まで

2 縦 覧 時 間 午前9時から午後5時まで

3 縦 覧 場 所 水戸市笠原町978 - 6

茨城県土木部都市局都市整備課

つくば市大字谷田部4711

谷田部圏民センター

つくば市東市新井15 - 2

茨城県県南都市建設事務所

茨城県告示第1152号

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は平成12年11月16日までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦 覧 期 間 平成12年10月20日から平成12年11月2日まで

2 縦 覧 時 間 午前9時から午後5時まで

3 縦 覧 場 所 水戸市笠原町978 - 6

茨城県土木部都市局都市整備課

つくば市大字谷田部4711

谷田部圏民センター

つくば市東新井15 - 2

茨城県県南都市建設事務所

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第92号

平成12年第10回定例会を次のとおり招集する。

平成12年10月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

1 日 時

平成12年10月24日 (火)

午後4時

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁9階 選挙管理委員室

3 議 題

(1) 第12回定例会の日程について

(2) 下館市外2町村の選挙結果について

(3) 政治団体の設立届出等の状況について

---

## 公 告

---

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年12月6日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成12年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 やすらぎ

3 代表者の氏名

吉 村 よし子

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市小田3932番地

5 定款に記載された目的

この法人は、つくば市及びその周辺の高齢者に対して、痴呆性高齢者をはじめ介護の必要な方々に、きめ細かな介護に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

~~~~~  
環境影響評価方法書の縦覧について

茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき大和ハウス工業株式会社から次の事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の送付を受けたので、条例第7条の規定により次のとおり公告する。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第8条第1項の規定により、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 大和ハウス工業株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役 東 郷 武

(3) 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 (仮称) ロイヤルシティ高萩総合開発事業

(2) 種類 住宅団地造成事業

(3) 規模 対象事業実施区域の面積 約189ヘクタール

3 対象事業が実施されるべき区域

高萩市大字中戸川字菖蒲413番 5 外

4 条例第 6 条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

高萩市大字福平の全域並びに大字中戸川，大字大能及び大字秋山の一部地域

5 方法書の縦覧の場所，期間及び時間

(1) 縦覧の場所

| 場 所                         | 所 在 地           |
|-----------------------------|-----------------|
| 茨城県生活環境部環境政策課               | 水戸市笠原町978番 6    |
| 高萩市民生部生活環境課                 | 高萩市本町 1 丁目100番地 |
| 大和ハウス工業株式会社 東京都市開発部 高萩開発事務所 | 高萩市本町 3 丁目81番   |

(2) 縦覧の期間

平成12年10月19日から平成12年11月20日まで

(3) 縦覧の時間

午前 9 時から午後 5 時まで

6 条例第 8 条第 1 項の規定による意見書の提出期限，提出先及び提出方法

(1) 提出期限

平成12年12月 4 日

(2) 提出先

〒318-0033

高萩市本町 3 丁目81番

大和ハウス工業株式会社 東京都市開発部 高萩開発事務所

(3) 提出方法

郵送又は持参によること。

~~~~~  
家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 4 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので，同条第 5 項により公示する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭群数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	転 帰
ヨーネ病	牛	患 畜	1 頭	稲敷郡東町本新	平成12年 9月27日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

~~~~~  
漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第 28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための届出があったので，同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し，届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出事項

|                            |       |                                  |
|----------------------------|-------|----------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名                 | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする<br>漁業協同組合 |
| ひたちなか市磯崎町4644<br>本間 正広 外2名 | 磯 崎   | 磯崎漁業協同組合                         |

## 2 指定漁船調書縦覧

## (1) 縦覧期間

平成12年10月19日から平成12年11月2日まで

## (2) 縦覧場所

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 加 入 区 | 縦 覧 場 所                   |
| 磯 崎   | ひたちなか市磯崎町4643<br>磯崎漁業協同組合 |

## 都市計画案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画風致地区を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに茨城県に意見書を提出することができる。

平成12年10月19日

茨 城 県

 上記代表者 茨 城 県 知 事  
 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

 風致地区 三反田美田多風致地区  
 大平柳沢風致地区

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) ひたちなか市

## ア 追加する土地の区域

三反田美田多風致地区

ひたちなか市大字三反田字内手，字鹿島谷津，字坏，字内谷津，字諏訪，字鍛冶屋，字高井塙，字下高井，  
 字上高井，字羽黒，字小山，字新平，字新平塙の各一部  
 美田多町の一部

大平柳沢風致地区

ひたちなか市大平2丁目の一部

大字金上 字遠原，字大平，字相对，字中島の各一部

大字三反田字新堀，字西ノ脇，字部田野崎，字峪，字不動谷津，字蛭塚，字池下，字天王前，

字道下, 字光西寺の各一部

柳沢の一部

柳が丘の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) ひたちなか市役所都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成12年10月19日から平成12年11月2日まで

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（武田地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（六ツ野地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年10月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡千代川村大字鎌庭字木仙房2052番1，同番6，同番7，同番8，同番9，同番10，同番16，同番56，同番109，同番110，同番111，同番112，同番113，同番143，同番144

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区新富1丁目9番6号

財団法人 日本オートスポーツセンター

理事長 小 津 修 二

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)